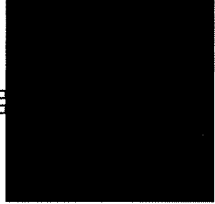




総基料第 64 号
平成 26 年 3 月 31 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
吉良 裕目



平成 26 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 26 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）」（平成 26 年 1 月 29 日諮問第 3064 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 26 年 3 月 31 日情郵審第 22 号）がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことに伴い、終了後の税率を用いて接続料を再算定した上で、可及的速やかに補正申請を行うこと。

以上